

農業委員会事務局の事務分掌

<p>総務係</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 会議及び議事録作成に関すること。 (2) 農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員に関すること。 (3) 委員会の総務に関すること。 (4) 関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 農業者年金業務に関すること。 (6) 農業経営の合理化に関すること。 (7) 農業及び農家に関する事項の情報提供 (8) 他の担当に属さない事務
<p>農地振興係</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地法(昭和27年法律第229号)等の権利移動及び転用の制限に関すること。 (2) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)等によりその権限に属すること。 (3) 農地等の利用関係に関すること。 (4) 農地等に係る租税特別措置法(昭和32年法律第26号)等に関すること。 (5) 農地台帳管理に関すること。 (6) 農地統計並びに農業農村の調査及び研究に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、農地及び農政に関すること。
<p>地域局係</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地法等許可申請受付及び許可書交付 (2) 許可申請及び証明申請農地の現地調査 (3) 各種証明書の交付 (4) 農業者年金の届出受付及び相談に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、農家からの相談に関すること。